

不良債権の状況

■不良債権比率 3.03%

令和5年9月末の不良債権額は3,481百万円と令和5年3月末に対して184百万円減少しました。不良債権額のうち、2,370百万円は担保・保証により保全され、467百万円は貸倒引当金を引き当てておりますので、保全率は81.49%となっております。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 a	保全額 b(c+d)	担保・保証 c	貸倒引当金 d	保全率 b/a	引当率 d/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	令和5年3月末	3,666	3,067	2,564	502	83.66	45.64
	令和5年9月末	3,481	2,837	2,370	467	81.49	42.03
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年3月末	452	452	274	178	100.00	100.00
	令和5年9月末	459	459	270	189	100.00	100.00
危険債権	令和5年3月末	2,164	2,058	1,812	246	95.12	69.99
	令和5年9月末	1,972	1,886	1,687	199	95.66	69.99
要管理債権	令和5年3月末	1,049	556	477	78	52.99	13.69
	令和5年9月末	1,049	490	412	78	46.75	12.28
	三月以上 延滞債権	令和5年3月末	—	—	—	—	—
	令和5年9月末	18	19	18	1	107.45	—
貸出条件 緩和債権	令和5年3月末	1,049	556	477	78	52.99	13.69
	令和5年9月末	1,031	471	394	76	45.69	12.07
正常債権	令和5年3月末	111,610					
	令和5年9月末	111,330					
合計	令和5年3月末	115,276					
	令和5年9月末	114,812					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

ご相談・苦情・要望等の概要

金融商品・サービスに関する苦情や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平に行うため、金融ADR制度を導入いたしました。お客様が苦情・紛争についてお申し出される場合はお取引のある営業店または経営管理部にお申し出ください。

●北星信用金庫 経営管理部

〒096-0012 北海道名寄市西2条南5丁目5番地
 電話:01654-2-1111
 FAX:01654-3-0940
 Eメール:kirari@hokusei-shinkin.co.jp

●北海道地区しんきん相談所(一般社団法人北海道信用金庫協会)

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
 電話:011-221-3273

●全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
 電話:03-3517-5825

札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営管理部または上記しんきん相談所へお申し出ください。